調達要求番号：５１ＴＹ１Ａ５００９５

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
蓄電池試験器		ＨＶ－Ｂ２５１００８Ｅ	
		作成	平成１６年１１月　８日
		変更	平成２４年　５月２８日
		作成部隊等名	補給統制本部

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において使用する市販品の蓄電池試験器（以下，“本機”という。）について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の1.2による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で，カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては，製造者の使用しているカタログをいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**規格**

ＮＤＳ　Ｚ　８０１１　　角形銘板

b)　**仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2　一般的事項

本仕様書に規定していない事項は，製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3　製品に関する要求

3.1　品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は，調達品目表による。

3.2　機能・性能

機能及び性能は，調達品目表による。

3.3　塗装

塗装は，製造者の社内規格によるほか，特に必要とする場合は，調達品目表で指示する。

3.4　製品の表示

製品の表示は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の2.3によるほか，特に必要とする場合は，調達品目表で指示する。

4　品質保証

4.1　監督・検査

監督及び検査は，契約担当官等（以下，“担当官”という。）が定める監督・検査実施要領による。

4.2　保証期間

保証期間は，商慣習による。

5　出荷条件

出荷条件は，商慣習によるほか，特に必要とする場合は，調達品目表で指示する。

6　その他の指示

6.1　納入書類

6.1.1　添付書類

添付書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，本機１台ごとに**表1**によるものとする。

表1－添付書類

名称	部数	注記
取扱説明書（日本語版）	各１	ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の7.1による。
部品表（第１種）（日本語版）[a)]		ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の7.3による。
納入装備品等のかしに関する契約条項		ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の7.4による。
注[a)]　取扱説明書に含まれる場合は，提出しなくてもよい。		

6.1.2　提出書類

契約の相手方は，調達要領指定書によって指定する場合，**表2**による。

表2－提出書類

番号	名称	時期	部数	提出先	注記
1	取扱説明書 （日本語版）	納入時	a）	a）	ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の7.1による。
2	取扱説明書 （原本）				ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の7.1による。 なお，番号１と同一の場合は，省略するものとする。
3	整備資料（第１種） （日本語版）b）				ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の7.2による。
4	整備資料（第１種） （原本）				ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の7.2による。 なお，番号３と同一の場合は，省略するものとする。
5	部品表（第１種） （日本語版）b）				ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の7.3による。
6	部品表（第１種） （原本）				ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の7.3による。 なお，番号５と同一の場合は，省略するものとする。
7	部品価格表				―
8	写真				前方，後方及び左右側方（キャビネ版）
注a） 部数，提出先及び提出の要領（書類又は電子媒体）は，調達要領指定書によって指定する。 b） 取扱説明書に含まれる場合は，提出しなくてもよい。					

6.2 附属品

附属品は，調達品目表によって指定する場合を除き，製造者標準の附属品１式とする。

6.3 仕様書に関する疑義

a) 契約の相手方は，この仕様書及び調達品目表に疑義が生じた場合は，担当官の指示を受けるものとする。

b) その他，指定事項がある場合は，調達要領指定書によって指定する。

調達品目表

調達要求番号	５１ＴＹ１Ａ５００９５	作成部隊等	補給統制本部
調達要求年月日	平成２７年　７月　８日	作成年月日	平成２４年　５月２８日
仕様書番号	ＨＶ－Ｂ２５１００８Ｅ		

1　調達品目

品名	カタログ製品名[a)]	注記
蓄電池試験器	（株）ＧＳユアサコーポレーション　ＭＢＡ－５００ （有）アルプス計器　Ｐ１２１５００ＢＴ 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）	－

注[a)]　この調達品目表に記載したカタログ製品名は，製品を選定するときの参考として例示したものであり，当該製品を指定するものではない。

2　機能・性能

同等と判断する要求基準は，次による。

a)　逆接続時の警報機能を有するものとする。

b)　本体高温時の警報機能を有するものとする。

c)　過負荷抵抗時の放電回路遮断機能を有するものとする。

d)　バッテリーサイズＡ１９～Ｈ５２に対応できるものとする。

3　製品の表示

製品の表示は，蓄電池試験器の見やすい位置に，ＮＤＳ　Ｚ　８０１１に示す１種銘板を取り付けるものとする。